

○武庫川学院公江記念講堂管理規程

昭和52年4月1日

改正 平成8年4月1日

平成18年4月1日

公江記念講堂は、創設者の崇高なる立学の精神を永遠に継承し、これを涵養するための殿堂である。

この使命達成のため、武庫川学院公江記念講堂管理規程を定める。

(目的)

第1条 この規程は、公江記念講堂及び附帯する施設（以下「講堂」という。）における秩序の維持並びに安全保持等（以下「管理」という。）に必要な事項を定め、もって講堂の円滑なる管理運営が行われることを目的とする。

(管理責任者)

第2条 講堂の管理運営事務を処理するため、管理責任者を置き、施設部長をもってこれにあてる。

2 管理責任者は、その職務を補助させるため、必要に応じ職員のうちから補助者を指名することができる。

(職員の協力義務)

第3条 職員は、管理責任者が講堂の管理運営上必要な指示をしたときは、その指示に従わねばならない。

(運営委員会との調整)

第4条 管理責任者は、運営委員会の審議に付すべき事項を受理したときは、すみやかに所要の手続を行わねばならない。

(運営委員会)

第5条 講堂の適正な運営を図るため、運営委員会を置く。

2 委員は、概ね次の職に在る者を理事長が委嘱する。

事務局長

学生部長

教務部長

総務部長

施設部長

附属中学校・高等学校教務部長

附属中学校・高等学校事務長

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

(運営委員会の職務)

第6条 運営委員会は、次の事項につき審議し、理事長に上申しなければならない。

- (1) 講堂の使用許可に関すること（ただし、次条第1項第2号を除く。）。
- (2) 使用料の徴収及び還付に関すること。
- (3) 使用許可の取り消しに関すること。
- (4) 管理責任者との連絡調整に関すること。
- (5) その他管理運営上重要な事項に関すること。

(講堂の使用)

第7条 講堂は、次に掲げる場合に使用する。

- (1) 学院の教育、研究に関すること。
- (2) 学院の儀式、行事に関すること。
- (3) 教育後援会、育友会及び鳴松会の行事
- (4) その他学院が特に適当と認めた場合

(使用許可の制限)

第8条 講堂使用の目的が、本学院の教育方針に背反し、又は次の各号の一に該当すると認められた場合は許可しない。

- (1) 学院の教育計画に支障があると認められた場合
- (2) 特定の政党又は宗教の政治活動又は宗教活動を目的とする場合
- (3) 講堂の施設又は設備を損傷するおそれがある場合
- (4) 講堂の秩序維持を乱すおそれがあると認められる場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、講堂の管理運営上支障があると認められる場合

(使用許可手続)

第9条 使用を希望する者は、使用しようとする日の3ヶ月前に使用許可申請書（様式1—1及び3、3—1）を管理責任者に提出しなければならない。

2 前項の申請書を受理した管理責任者は、直ちにこれを運営委員会に付託し、委員会は意見を具して理事長に上申するものとする。

3 理事長の許可があれば、様式1—2による使用許可書を申請者に交付する。

4 使用を許可する場合に、必要な条件を付することがある。

(使用時間)

第10条 講堂の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、学院において特別に認めた場合はこの限りでない。

(使用の変更)

第11条 使用許可を受けた者が、使用内容を変更しようとするときは、様式2による使用内容変更願に使用許可書を添えて、管理責任者に届け出て許可を受けなければならない。

(使用許可の取り消し)

第12条 講堂の使用許可に関し、次の各号の一に該当すると認められた場合は、許可を取り消すことがある。

- (1) 学院の教育上重大な支障をきたす事態が生じ、又はそのおそれがある場合
- (2) 使用申請内容を偽り、その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 使用が第8条の各号の一に該当したとき。
- (4) 使用が第9条第4項の使用許可条件に違反したとき。
- (5) 使用者が第11条の許可を受けずに使用内容を変更したとき。
- (6) 使用者が第16条の各号の一に該当したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、講堂の運営上やむを得ないと認められた場合

(使用料の納付)

第13条 第9条第3項に基づき、使用許可書の交付を受けた者は、別表に定める使用料をただちに、納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第14条 第13条により納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、使用料の一部又は全部を返還することがある。

- (1) 使用者の責に帰することができない理由により、講堂の使用ができなくなったとき。
- (2) 使用者が、使用日2ヶ月前までに講堂又は付属施設の使用の取り消しを管理責任者に申し出た場合
- (3) 使用者が、第11条の使用内容の変更許可を受け使用料の額が過納となったとき。

(原状回復の義務)

第15条 講堂を使用する者は、その施設を滅失し、損傷し、又は汚損したときは遅滞なくこれを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。

(使用者の遵守義務)

第16条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用者は、現場責任者を置くこと。
- (2) 使用現場責任者は、許可書を所持し、学院の職員の求めに応じ許可書を提示すること。
- (3) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 暴力行為又は騒音、怒声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 立ち入り禁止の場所に入入りしたり、許可を受けた以外の器具を使用しないこと。
- (6) 許可なく施設に特別の設備、装飾等をしないこと。
- (7) みだりに物品を放置しないこと。
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、講堂の管理上必要なことに関し職員の指示に従うこと。

(電気室等の出入禁止)

第17条 管理責任者は、電気室、ボイラー室、空調室、食堂調理室、その他管理責任者の指定する場所に、関係職員以外の者をみだりに立ち入らせてはならない。

補 則

(細則の制定)

第18条 この規程の運用上必要な事項については、別に細則を定める。

(準用規程)

第19条 この規程に定めるもののほか、講堂の管理について必要な事項は、武庫川学院施設使用に関する規程（昭和40年6月25日施行）、及び武庫川学院学舎等管理規程（昭和51年7月15日施行）の定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表

1 ホール使用料金

| 区分 | 時間 | 平日 | 土曜日 | 日曜・祝日 |
|----|----|----|-----|-------|
| | | 円 | 円 | 円 |

| | | | | |
|--------|------------|---------|---------|---------|
| 午前の部 | 9：00～12：00 | 200,000 | 200,000 | 250,000 |
| 午後の部 | 1：00～5：00 | 250,000 | 300,000 | 350,000 |
| 午前午後の部 | 9：00～5：00 | 350,000 | 350,000 | 400,000 |

(延長 1 時間につき 20% 増)

2 ホール附帯設備使用料金

| | 円 | | 円 |
|---------|--------|---------|---------|
| 式典用基本料 | 30,000 | 吊物使用料 | 5,000 |
| 講演会用基本料 | 30,000 | 金屏風使用料 | 10,000 |
| 音楽会用基本料 | 30,000 | ピアノ使用料 | 10,000 |
| 演劇用基本料 | 30,000 | ピアノ調律料 | 実費 |
| 映画用基本料 | 30,000 | テープ録音料 | 5,000 |
| 演芸用基本料 | 30,000 | T・V・中継料 | 150,000 |

3 冷暖房使用料 1 時間当り 10,000円